

～一定規模以上の建築物\*への駐車施設の設置義務を緩和します～

## 鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する 条例の一部改正（素案）にご意見をお寄せください

※ 商業地域等の1,500㎡を超える店舗や2,000㎡を超える共同住宅など

### 意見募集（パブリックコメント）

#### 市民のみなさんへ

鹿児島市では、建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正することとなり、今回、条例の素案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表します。

市民の皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、条例を改正してまいりたいと考えておりますので、みなさんのご意見をお寄せください。

#### 1 意見の募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月10日（月）[当日消印有効]

#### 2 意見の提出方法

ご意見の提出の際は、別紙の記入用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名（法人または団体等の場合は所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メール、電子申請又は直接持参での提出をお願いいたします。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。〔送料不要〕）

#### 3 意見の提出先

- 〈郵送・持参〉 〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号 東別館7階  
鹿児島市役所 市街地まちづくり推進課
- 〈ファックス〉 099-216-1398
- 〈電子メール〉 [shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp)

メールアドレスの  
二次元コード



電子申請システムの  
二次元コード



※ご意見は、鹿児島市が利用している電子申請システムからも提出できます。

## 4 意見の提出に際しての留意事項

### (1) 対象となる方

- ① 鹿児島市に住所を有する方
- ② 鹿児島市に事務所又は事業所を有する方
- ③ 鹿児島市に通勤・通学する方

### (2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名及び電話番号を必ず記載してください。  
また、住所が市外の場合は、(市内に通勤・市内に通学・市内に事務所又は事業所を有する)のいずれかに○をつけてください。

### (3) その他

- ① 匿名や住所等記載がない場合は、書面で提出されても受付できません。
- ② 電話や口頭によるご意見の提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- ③ 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによるご意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

## 5 お寄せいただいた意見の取扱い

(1) お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー(みなと大通り別館1階)等で公表いたします。

なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は直接お問い合わせください。

(2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名等)は公表いたしません。

## 6 お問い合わせ先

鹿児島市 市街地まちづくり推進課

電話 099-216-1388 (直通)

ファックス 099-216-1398

電子メール [shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:shimatiduku@city.kagoshima.lg.jp)

# 鹿児島市における建築物に附置する駐車施設 に関する条例の一部改正（素案）の概要

## 1 条例改正の目的

本市においては、商業地域内の1,500㎡を超える店舗など、一定規模以上の建築物を建てる場合は、駐車施設の設置を義務付けています。

しかしながら、中心市街地における老朽化した建築物の建替え促進が課題となっているほか、近年では、公共交通の利用促進や更なるユニバーサルデザインへの対応なども求められています。

これらの状況を踏まえ、駐車施設の設置義務に関する規定の見直しを行い、まちの更新と成長を促進するため、条例の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

### (1) 条文の追加

- ①建物整備とあわせて、公共交通の利便性向上や利用促進策等を講じる場合に、附置義務台数を低減できる規定
- ②利用状況を踏まえて、既存駐車施設の附置台数を低減できる規定

### (2) 基準の改正

#### ①車いす駐車施設の基準を下記の通り見直し

	【現行条例】		【改正後】
附置台数	少なくとも1台	→	50台につき1台*
高さ	規定なし	→	梁下2.3m以上

※駐車施設が200台を超える場合は、緩和あり

- ②中心市街地において、敷地から離れた場所に設ける駐車施設の距離を現行の300mから500mへ緩和等

## 3 施行予定日

令和8年4月1日

## 条例による附置義務とは？

駐車場の必要性が高い商業地等において、一定規模以上の建築物を建築する場合、義務台数以上の駐車施設を附置する必要があります。

### 1. 対象となる地区

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内

### 2. 対象となる建築物と附置義務台数

用途		建築物の延べ面積 (注2)	附置義務台数算出式(注3)
特定用途 (注1)	①百貨店、その他の店舗 及び事務所	1,500 平方 メートルを 超えるもの	延べ面積 ÷ 150 平方メートル
	②ホテル、病院等 (①③以外の特定用途)		延べ面積 ÷ 200 平方メートル
	③共同住宅*	2,000 平方 メートルを 超えるもの	延べ面積 ÷ 400 平方メートル
非特定用途	老人ホーム等		

#### 注1 特定用途

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令\*第18条で定める次の用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅\*

\* 令和8年4月1日に駐車場法施行令の一部を改正する政令が施行され、共同住宅が特定用途に追加されますが、今回の条例改正にあわせて、関係条文の整理を行うことで、共同住宅に対する附置義務制度に変更は生じません。

#### 注2 延べ面積

建築物の総床面積から、駐車施設部分（車路を含む）の面積を除いた面積

#### 注3 附置義務台数算出式

延べ面積が6,000平方メートル未満等の場合は、別途、緩和措置あり

【記入用紙】（表）

～一定規模以上の建築物への駐車施設の設置義務を緩和します～  
鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正（素案）について

住所、氏名等をご記入ください

【必須】

住所

( )

※市外の方は、○をつけてください

( ・市内に通勤 ・市内に通学 ・市内に事務所又は事業所を有する )

氏名 ( ) 電話 ( )

【任意】※該当するものに○をつけてください

年代 ( 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80歳以上 )

意見募集を何で知りましたか

- ・ 市民のひろば ・ 市ホームページ ・ 市の施設 ・ 担当課からの情報提供
  - ・ 市の公式アプリ ・ 市の公式LINE ・ X（旧ツイッター） ・ フェイスブック
- その他 ( )

【ご意見欄】※ご意見のある項目について記入してください。

(1) 条文の追加

- ①建物整備とあわせて公共交通の利用促進策等を講じる場合に附置義務台数を低減できる規定

---

---

---

---

---

- ②利用状況を踏まえて、駐車台数を低減できる規定

---

---

---

---

---

(裏面もご記入ください。→)

